

# 「NO!監視」ニュース

第十七号

## 監視社会を拒否する会

共同代表 伊藤成彦・北野弘久・田島泰彦  
福島 至・村井敏邦  
連絡先 〒164-0012 東京都中野区本町 6-22-16-805  
Tel 03-5328-0656 Fax 03-5328-0657



監視を強めるイギリスの動向について、当会共同代表の田島泰彦・上智大学教授に研究会で二回にわたって報告していただきました(2006年9月と2006年6月)。田島教授の

「監視カメラ規制を考える」研究会報告(第7回、第11回)  
**監視を強めるイギリスの動向**

田島泰彦・上智大学教授

報告を事務局でまとめましたので以下に掲載します。

\*\*\*\*\*

イギリスでは、2006年3月に「テロリズム法」が新たに制定されました。同年3月には「ID Cards 法」[Identity Cards Act]が成立し、新たな身分登録制度とIDカード制度が創設されました。野放しであった監視カメラについては法的な枠がはめられはじめています。日本では、テロ対策基本法案が2007年には提出されるという報道があり、2006年5月には地下鉄霞ヶ関駅で顔認証システムと連動した監視カメラの実証実験が行われました。イギリスの監視社会化は日本より先行しているところがあり、日本の当局

者はイギリスの経験をつかえるところはつかおうと研究しています。そういう観点から監視社会をめぐる最近のイギリスの動向について報告します。

### テロ対処立法の強化拡大

イギリスではIRA(アイルランド共和軍)が武装闘争をある時期からおこなっておりそれに対処する様々な制度が整備されてきました。そういうなかで、IRAも含めてのアイルランド和平のプロセスがすすみ、アイルランド問題は転換点にさしかかっていました。イスラム民族主義や国際的なテロリズムの問題が噴出してきたなかで、2000年に、アイルランド問題の対処という枠を根本的にとつばらってテロリズム一般への対処というものに法的な枠組みが再編されました。同時にこれまでの時限的な立法措置をやめて恒久的なテロ対処の法制度にきりかえられました(「テロリズム法」)。

2001年に9・11事件が起きました。直接的なイスラムのテロを射程におさめた規制を強化しなくてはならないとされ、同年に新しい法律が成立しました（「犯罪および安全法」）。この法律によって、テロを疑われる外国人にたいして裁判なしに無期限に拘束することができるようになりました。この仕組みはアイルランド問題で実施されていたもので2000年の法律でいったんは廃止されていたものです。

2005年には、外国人だけでなくイギリス国民のテロ被疑者にたいしても裁判なしに一定の区域に拘束し電話やインターネットへのアクセスも制約するという事実上の自宅軟禁を制度化する措置が導入されました（「新テロ防止法」）。

2006年3月に成立した新しいテロリズム法では、次のような措置が導入されました。①これまではテロ団体の結社禁止やテロ被疑者への処罰は、テロ活動をする団体およびそれにたいする直接的なコミットメントに限られ

ていましたが、これに加えて、テロ行為を称賛するような言論活動自体を処罰の対象にしました。例えば、北朝鮮の体制を暴力的に打倒するような行為を称賛すると処罰される可能性があるということでした。②いままでテロ被疑者は、普通の犯罪と違って、特別に警察段階での留置の期間が長期間認められていました（最大14日間）が、さらにこれが倍の28日間になりました。③テロリストを訓練することに関与したものは処罰の対象になる、テロ関連団体の主張を掲載した書籍を販売する行為も処罰の対象になる、というように処罰される関連犯罪も拡大されました。④テロの称賛や助長行為が処罰されることともなつて、テロに直接コミットしていないのにテロ行為の称賛も結社禁止の根拠になるとされました。

### 身分登録とIDカード制度の創設

イギリスは、戦時中に、敵国人との区別・配給制度の実施・住民の動員の

ために、国民の登録制度をつくりIDカードを発行しました。戦後もこの制度は廃止されず、1952年に裁判で違法判決が出されてはじめて廃止されました。その後、政府は身分登録とIDカードのしくみを幾度か整備しようとしたが、その都度、批判が出されて挫折の連続でした。2001年9・11事件の直後も、テロ対処を理由にして政府は身分登録制度の創設を提案しましたが実現できませんでした。その後政府は、きちんとした身分登録のしくみは社会保障の受給の際に非常に便利である、EU内を自由に移動できる機能をIDカードにもたせたら便利だ、不法難民に対する取り締まりにも有効だ、と宣伝してきました。身分登録制度の提案理由の前面からはテロ対処ということが隠されたわけです。その後2005年に政府は法案を提出しましたが総選挙で頓挫し、それとほぼ同じ法案が総選挙後に提出され、2006年3月に成立したという経緯です。

この法律によって、ID登録簿

【National Identity Register】という国民登録制度が創設されました。国民の基本的情報に関する全国的データベースです。これとともにいろいろな目的でつかえるICチップ内蔵のIDカードを発行し運用するようになりました。

一気に登録簿やIDカードの発行を義務化するのではなくて、任意的なシステムからはじめて2013年までに全面的に義務的な制度に移行するというものです。

ID登録簿には、2013年までにイギリスに住む16歳以上のすべての人の基本的な情報が登録されます。基本的情報というのは日本の住基ネットの基本情報「氏名、住所、生年月日、性別、変更履歴、住民票コード」と重なっており、日本でもそうですが、一人ひとりの国民にID登録番号をわりふることになっています。これに加えて、顔、指紋、虹彩などの生体情報の登録も要請されます。旅券の交付や再申請などの情報もすべてID登録簿に記録されることになっていきます。

IDカードについては、旅券や運転

免許証、外国人の場合は在留許可書に付随してICチップ内蔵のカードが発行されます。新たなパスポートに切り替えるときには生体情報などの基本的情報も入れられます。既存のIC化されたカードにアクセス出来ない人たちには純粋のIDカードが発行されます。トータルとして基本的な情報と生体情報がICチップ内蔵のIDカードに登録されます。公共サービスをうける際にはこのIDカードを提示する義務が生じます。さらに、ID登録簿の情報及びIDカードの情報は、警察や治安機関などの国家機関から情報提供の要請があれば、法律に定める要件を満

たせば、本人の承諾なしに提供されます。ID登録簿の情報が正しいかどうかについてチェックするために、他の省庁が違う目的で持っている情報を提供させることも可能になりました。

この制度は2008年から始まりですが最初は任意的な制度です。IDカードを発行してもらいかどうか、受け取るかどうかは、本人の選択に委ねることになっています。しかし2013年に全面的に義務化されます。ID登録簿にはIDカードの情報がすべて登

2007年4月16日 朝日新聞夕刊

## 警告する監視カメラ

### 英国 マナー違反も対象、導入批判も



【ロンドン15日付】英国の治安維持を目的とした監視カメラの導入が、一部の市民から「プライバシーの侵害」として批判されている。ロンドン市は、公共の場や交通機関の周辺に監視カメラを設置し、犯罪の予防や捜査に活用している。しかし、この導入は、市民の行動を監視するだけでなく、マナー違反や治安維持のための監視も行われるとされている。また、監視カメラの設置は、市民のプライバシーを侵害する可能性があるとして、一部の市民から強い反対の声が聞かれている。

ロンドン市は、監視カメラの導入によって、犯罪の発生率を低下させ、市民の安全を確保することを目的としている。しかし、監視カメラの設置は、市民の行動を監視するだけでなく、マナー違反や治安維持のための監視も行われるとされている。また、監視カメラの設置は、市民のプライバシーを侵害する可能性があるとして、一部の市民から強い反対の声が聞かれている。

2007年4月16日 朝日新聞夕刊  
イギリスで「話す監視カメラ」導入

録されます。先進国でこれだけ徹底した住民登録とIC化されたID制度が法制化されたのは初めてです。日本でもICチップ内蔵のパスポートの発行がはじまりました。日本政府はイギリスのこのシステムを研究して住基ネットの仕組みをちがうかたちで強化拡大していくことを考えていると思います。

### 監視カメラが法的枠組みに入れられる

イギリスでは監視カメラをいくら設置してもテロ事件は防げなかったことに意味があります。私的なカメラは必ずしも全部カウントされていないと思います。イギリスには監視カメラが400万台あると言われ、ロンドンでは普通の人一日に300回はカメラに収まると紹介されています。内務省の監視カメラの予算は犯罪予防関係予算の78%を占めています。監視カメラで網の目のようにチェックしても重大なテロ事件は防げません。にもかかわらず、監視カメラで容疑者が特定さ

れてその後の逮捕が容易になったというところが強調されるわけです。

①イギリスではつい最近まで監視カメラの設置運用については公的な規制が全くありませんでした。これまでのデータ保護法においては、基本的にコンピュータ処理情報が規制の対象であつて人が動かしたりしているような監視カメラをコンピュータ処理情報の枠の中で処理するのはむずかしいという理由で、監視カメラは規制対象から外されてきました。ところが、EU指令が1995年につくられ、イギリスでも個人情報保護を強化しなければいけないことになり、1998年にデータ保護法が全面改正されて監視カメラが規制の枠に入れられました。

②ヨーロッパ人権条約に定める人権規定を国内法として取り込むために人権保護法が1998年にできました。ヨーロッパ人権条約で定めるプライバシー情報や表現の自由を定めた規定がこの人権法の規定を通じて国内法化されたということ。そして、プライバシー保護の観点から監視カメラも規制

の枠組みに入るようになりました。ただ人権法は、公的な機関による権利侵害を第一義的に規制する法律です。で、自治体が管理している監視カメラは規制の枠組みに入りますが、民間の監視カメラはストリートに人権法の規制の枠組みには入りません。

③同じく1998年に「犯罪および秩序違反法」[Crime and Disorder Act]ができました。これは自治体に対して少年の非行予防を警察と協力しておこなうことを義務づけた法律で、監視カメラの設置・管理運用が自治体の権限になり、また警察もそれを運用することになりました。これも監視カメラの法的枠組みのひとつと言えます。

④ヨーロッパ人権裁判所がイギリスの監視カメラの運用について批判する判決を出したことも注目されます(ペック事件 2003年)。この判決は、監視カメラで得たデータはプライバシーに配慮して利用しなくてはいけないことを強調し、監視カメラの法的コントロールを重視した重要なものです。ヨーロッパ全体の法的枠組みの要請

から、イギリスではいままで野放しだった監視カメラの問題が一定の法の枠に入ってきたと言えます。とはいえ、それは非常に部分的な規制にとどまっているわけです。監視カメラの設置を許容した上で、個人情報や人権の保護の観点から規制を加えているものであって、監視カメラ自体の存在を正面からチェックして精査するという法的な枠組みにはなっていません。そして、日本はそもそも監視カメラが何らかの法的規制を受けるといふ水準にはありません。

**私たち自身の選択が問われている**

強力なテロ対処立法がテロに対してどこまで有効かということについては非常に疑問が持たれています。テロには特有の政治的社会的要因があります。IRAのテロがそうですが、一部のテロリストが突出しているのではなく地域の共同体がサポートするといふ構造もあります。そうするといくら強力な処置をしてもそれだけでテロを

抑止するということは出来ません。他面では、市民的な自由や基本的な人権という民主的な社会が維持しなければならぬものが過剰に浸食されたり形骸化されたりしています。イギリスのような方法を日本政府のように真似ていくのか、それともイギリスの経験の

中でふまえられた教訓を選択していくのか、私たちが何を選択するのかが問われていると思います。

2007年6月7日 朝日新聞夕刊  
当会の活動と共同代表の田島泰彦  
教授の見解も紹介されています。



# 監視する新幹線

## N700系全ドアにカメラ60台

### プライバシー懸念も

国土交通省は、新型高速列車「N700系」の全ドアに計60台の監視カメラを設置する。従来のT00系（東）よりも先鋭が高くなった新型のN700系一両に計60台の防犯カメラが搭載された。カメラは「作動中」のシールが貼ってある。国土交通省は、新型列車の導入に伴って、乗客のプライバシーが侵害される懸念があるとして、乗客のプライバシーを保護するための対策を講じている。

国土交通省は、新型高速列車「N700系」の全ドアに計60台の監視カメラを設置する。従来のT00系（東）よりも先鋭が高くなった新型のN700系一両に計60台の防犯カメラが搭載された。カメラは「作動中」のシールが貼ってある。国土交通省は、新型列車の導入に伴って、乗客のプライバシーが侵害される懸念があるとして、乗客のプライバシーを保護するための対策を講じている。

監視カメラ規制を考える 第15回研究会

2007年4月24日

## 福岡の商店街監視カメラの状況

弁護士 武藤 糾明さん

今年の2月に、福岡市の繁華街・中洲に監視カメラが設置されることになったという報道がありました。このことについて、福岡県弁護士会の武藤糾明弁護士に研究会で報告していただきました。

### 福岡市中洲に監視カメラ設置の動き



私が、そもそも監視カメラに取り組みきつかけになつたのは、2004年4月に福岡市の繁華街・中洲に監視カメラ

が設置されると報道されたことでした。これに対して福岡県弁護士会の人権擁護委員会では、「私的な団体が、警察権の行使のような形で肖像権を侵害するというのが無条件に許されるのか」ということで、監視カメラ問題小委員会を立ち上げました。そして、中洲町連合会などに聞き取りを行い、監視カメラの設置目的は客引きとピンクチラシの防止であるとわかりました。そこで、九州弁護士会連合会として、「誰でも自由に通行できるような公共の場所に監視カメラをつけるというのは特別な法令がない限り自制すべきではないか」という意見を発表しました。この私たちはたらきかけがあつてかどうかは分かりませんが、その後は中洲に監視カメラを設置するという動きはありませんでした。

ところが、今年の2月24日になって、西日本新聞の朝刊で「中洲に防犯カメラが設置されることになった」と報道されました。今回の設置主体は、「中洲地区安全安心まちづくり協議会」で、事務局は福岡市です。会長は福岡市副市長、副会長には市の局長や博多警察署長や中洲町連合会会長が入っています。会員には関係機関ということで福岡入国管理局も入っています。このことから、今回の中洲への監視カメラ設置の背後には、国の政策があると言えます。

### 政府主導の「まちづくり」

昨年の11月16日付けの市民局生活安全課の文書に、「中洲地区は、市内有数の観光スポットであり、全国的にも有数の観光資源でもあるが、違法客引きの横行、放置駐車（駐輪）問題やゴミの散乱等の多くの課題を抱えている。これらを解決していく」というのがこの協議会の設置目的と出ています。そして「協議会設立の経緯」が次のように述べられています。――「政

府が新宿区歌舞伎町での先駆的なまちづくりの取組みを参考に、これを全国の繁華街で展開しようと、昨年（2005年）6月、いずれも内閣総理大臣を長とし、全閣僚で組織する『犯罪対策閣僚会議』と『都市再生本部』の合同会議において、『大都市等の魅力ある繁華街の再生』などの決定がなされ

「これを受けて、昨年（2005年）の10月4日、中洲地区を含む全国11地区（\*）の繁華街を有する自治体と警察の担当者が参加した『大都市等の魅力ある繁華街再生のための連絡調整会議』が開催（都市再生本部と警察庁が主催）され……関係者が連携共同しながら、民と官が一体となった組織体制を整備していくことが確認されました」と。

この調整会議が行われたあと準備がすすめられ、2006年11月に協議会を立ち上げ3ヶ月後には中洲への監視カメラ設置を決めたという経過です。

**監視カメラ設置の立法事実はない**

ところで、協議会が設置される前の

9月21日に「福岡市風俗関連の営業に係る勧誘、誘引及び客待ち等の防止に関する条例」が成立しています。この新条例については、「安全で安心な住みよいまちを実現するために」「迷惑行為を罰則付きで禁止する条例を施行しました」といわれています。迷惑行為を犯罪行為に昇格させたということが堂々と宣言されています。中洲に立っている客引きは全部違法だという条例です。ですから、これが施行されて以降は客引きの姿はかなり減りました。ところが、この条例が成立した後

の11月に「違法客引きの横行」などを理由として協議会が立ち上げられているのです。

そういう状況と並行して、福岡県がピタリ足並みを合わせて「防犯カメラの管理と活用」

ついて「報告書（案）」（福岡県防犯カメラ活用検討会議 2007年3月）をつくっています。この報告書によれば、福岡県内では犯罪の認知件数は下がっているし、検挙率も上がっています。にもかかわらず、「（福岡県は）刑法認知件数では全国第8位、人口千人当たりの犯罪率では東京都を凌ぐ全国第7位に位置しており、全国的にみると本県治安情勢は未だ厳しい現状にある」とわざわざ不安を煽るような説明をしているのが特徴的です。この防犯カメラ活用検討会議の文書では、防

## 中洲に防犯カメラ

新年度に10カ所

運用ルール整備

2007年2月24日 西日本新聞朝刊

犯カメラの効果について「犯人の検挙や犯罪防止に一定の効果があると認められる」といきなり結論づけられています。その根拠については、「民間施設等調査では、防犯カメラの画像から器物損壊の被疑者の特定、当て逃げ車両の特定などにより犯人検挙につながった例や、万引きの減少などの犯罪の防止に役立った例など大半の事業所から防犯の効果があるとの回答を得ているから、と書いてあります。ところが、その客観的なデータは全然示されていません。むしろ、県民アンケートで90%以上の人が効果があると思うと答えた資料を詳細に引用して根拠にしています。また、「画像の提供」については、「画像の目的外利用を防止するため、原則として第三者に画像を提供しないものとする。ただし、客観的に妥当と認められる次の事項については提供できるものとする」とされ、「刑事訴訟法等の法令に基づく場合」だけでなく、「捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合」が挙げられています。捜査機関から事実上要

請されれば画像を提供できるというものです。警察に勧められて善意で設置され、さらに、よいことだと思つて「画像」が警察に対して自由自在に提供されるようであれば、まさに市民が監視社会の片棒を担ぐことになるのではなにか。実際に福岡で設置した上川端商店街では、月に3回程度は警察が情報提供を要請し画像をダビングしていました。

### 憲法違反の監視カメラ

設置規制をせず、運用方法だけをガイドラインで規制しようとしている福岡県防犯カメラ活用検討会議に対して、私は、『防犯カメラの管理と活用について』に対する意見書を3月1日に福岡県に提出しました。その内容を紹介しますと、「防犯カメラの効果については、客観的に検討されるべきである。アンケートによる、主観は、防犯カメラの有効性の科学的根拠となり得ない。客観的に検討されたイギリスのデータでは、駐車場における防犯カ

メラ以外の効果は確認されていない」。そもそも、「相手の同意なしに、警察へ提供することを前提として、容ぼう等を取得する行為自体が、プライバシー侵害である」というものです。だから「画像の管理を適正にやればよいというものではない」ということ、「警察の設置は、犯罪の起こる蓋然性の高い場所以外に設置することは認められていない」のであり、したがって「防犯カメラの設置には厳格な要件を付すべきである」ということを書きました。さらに、「捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合においても、その提供は慎重でなければならぬ」と書きました。設置目的の範囲内で犯罪が起こった場合の情報提供はありえると思いますが、「他所で事件が起きた。お宅のカメラになにか映っていないかどうか見せてくれ」というように、そこで犯罪が起こっていないにもかかわらず、他所の犯罪捜査のための情報提供は簡単にやっつてはいけません。もしそれが許されるとすれば、市民がみんな警察の目や耳になる社会に

なってしまう。やはり設置者の管理する空間における犯罪発生ということがない場合の警察への情報提供というのは令状がなければ拒否すべきである、というのが私の意見です。憲法に令状主義などの刑事手続きのことがなぜ詳細に書かれているのか。本来権力を警戒するという仕組みを持っているのが憲法の構造であって、それがなければ三権分立する必要もないわけです。

### 福岡が天王山のとりくみになる

私は、「監視カメラを設置しなければならぬような立法事実が存在するのかわ」という議論が重要だと思っています。中洲の街は劇的に変わり、しつこい客引きはほとんどいません。客引きを監視するための監視カメラは立法論として不要なはず。そこで、協議会が設置目的として新たに挙げたのが、「放置駐車・放置駐輪」「ゴミの散乱」です。これもいかにもとってつけたような話です。自動車・バイク等の放置、ゴミの散乱ということの犯罪性の程度と監視カメラの設置の釣り合い

がとれるのかどうか。マナー違反まで監視する防犯カメラというのは行き過ぎだということが、福岡県防犯カメラ活用検討会議のなかでも論議になっています。ひとつひとつ詰めて、いま中洲で監視カメラをつける必要性はないのではないかと議論する必要があると思います。3月12日の毎日新聞では「中洲の防犯カメラ設置を巡っては、04年にいったん構想が浮上したものの、プライバシー侵害を懸念する声が上がって、立ち消えになった。しかしこの数年、中洲周辺でのひったくりやこん睡強盗、窃盗事件が頻発。『防犯カメラ』監視というイメージよりも、犯罪抑止や事件時の捜査に必要との意見に傾きつつある』（県警幹部）との認識から、導入論が強まった」と出ています。これは県警幹部がそう思ったということだけです。協議会の文書の内容とも違っています。もともとひったくり・こん睡強盗は、暗いところだったらあり得ないことはないと思うんですが、人通りの多い大通りでは、見たことも聞いたこともありません。だから正面切って、

どのような事実のもとにどのような必要があるのか、ということを議論して必要性の議論をする必要があります。

私が、市の担当者から聞いたところ、全国で開かれた会議の中で「11地区の中で、監視カメラがまだついていないのは中洲だけだ」と言われたとのこと。政府は、11地区で監視カメラの設置を成功させて、全国に波及させようとしているのです。ある意味では福岡が天王山ではないかと私は思っています。福岡県弁護士会は、中洲の監視カメラについてシンポジウムを7月21日（土）に行う予定です。

（\*）「全国11地区の繁華街」——札幌市（薄野地区）、東京都新宿区（歌舞伎町地区）、東京都港区（六本木地区）、東京都渋谷区（渋谷地区）、東京都豊島区（池袋地区）、横浜市（関内・関外地区）、名古屋市（栄周辺地区）、京都市（木屋町周辺地区）、大阪市（ミナミ地区）、広島市（流川・薬研堀地区）、福岡市（中洲地区）

武藤糾明弁護士から、7月21日に福岡市で開催された「第50回日弁連人権擁護大会 プレシンポジウム『監視カメラとまちづくり』」の報告と採択された宣言が寄せられましたので以下に掲載します。

武藤糾明 弁護士

7月21日午後1時30分より、福岡県弁護士会館3階で、人権大会のプレシンポとしての「監視カメラとまちづくり」シンポを行いました。

清水雅彦先生の生活安全条例に関する講演と、石村善治先生によるドイツの監視カメラ規制に関する講演のあと、青パトを走らせ始めた青年会議所の担当者、県防犯カメラ活用検討会議の会長である木村俊夫教授、清水先生、主催者側として武藤がパネリストとしてパネルディスカッションを行いました。

清水先生の話も分かりやすく、パネルディスカッションもかなり白熱しました。

カメラの設置・運用をめぐる議論と

しては、県が、設置は規制せず、運用だけ規制すればよいのだというガイドライン方式を進めようとしていることについて、私の方からは、「公道に対する設置の基準は不要なのか。シンポの趣旨としては必ずしも穏当ではないが、子どもの安全を守るためと称して、

一市民が小学校の校門に対して監視カメラを設置して24時間録画し続けたらどうか。PTA会長ならよいが、小児性愛嗜好のある人ならダメと言うことになるのか。感情ではなくて、論理によってルールを決めるべきではないか。」「カメラの設置者は善意だから警察への第三者提供等の運用を一任してよいか。よいことと思つて、警察の要請のままに画像が提供されると、集会参加者の画像すら流出する危険がある（上川端商店街の隣は、メーデー会場）。」と問題提起をしました。

木村教授は、「活用会議は、もともと活用ありきだった。8回は議論すべきだと思つたが、最初から3回で、締めきりの時期も区切られていた。監視カメラを市民が監視する仕組みが必

要。」と述べました。

齋藤裕弁護士（新潟県弁護士会）から、公権力による市民情報の収集自体の問題点として、防衛庁リスト問題と、陸上自衛隊の問題、青法協の宿泊者名簿事件について、会場発言をいただきました。

なお、県弁と九弁連共同の宣言を採択し、7月24日、福岡市長宛に執行してきました。同じものを、県警、博多署、福岡県に対して送付しています。

※採択された「宣言」を11頁から12頁に掲載しました。

清水雅彦（明治大学講師）著

治安政策としての  
「安全・安心まちづくり」

監視と管理の招牌

社会評論社 定価 本体2400円＋税

カンパをお願いします

郵便振替

口座番号 00140 - 9 - 498989

口座名 監視社会を拒否する会

## シンポジウム「監視カメラとまちづくり」(7/21 福岡)で 採択された宣言

### 監視社会を招かないためのルール確立を求める宣言

1 今、全国各地で、治安悪化対策を理由に生活安全条例が制定され、監視カメラの設置がすすめられている。

しかし、犯罪防止は、貧困や差別など犯罪の根本原因を取り除くための福祉施策の充実も含め、総合的な防止策を多角的に検討すべきであり、市民に対する監視の強化が有効な手段であるかは甚だ疑問である。

かえって、警察等による市民監視や不透明な個人情報の収集・利用は、個人のプライバシー権を侵害するばかりか、民主主義社会を支える言論・表現の自由に対する重大な萎縮効果をもたらす危険がある。

そもそも、犯罪検挙のための警察権の行使であれば、対象者の人権を制約するものであるから、犯罪の発生を待って、具体的犯罪の嫌疑に比例した限度でしか許されないというのが原則であり、基本的人権を制圧する捜査手段は、法令の根拠を必要とし、令状がなければ原則として行えないというのが憲法以下の法令の考え方である。

犯罪防止のための監視が一定の場合に許されるとしても、具体的にその場所で起こり得る犯罪の軽重や蓋然性を度外視し、抽象的な「安全」や、単なる主観にすぎない「安心感」のために人権を制約することまで許されているのではない。

従って、警察や自治体は、防犯対策を図るうえで、必要最小限度を超えて個人の自由を侵害することのないよう万全を期すべき義務があり、警察や行政機関が、適正な手続に基づかず個人情報の収集・利用をしないための措置をとる必要がある。

2 福岡市の場合、本年度中に中洲地区に設置されようとしている監視カメラの設置・運用は極めて不透明である。

監視カメラの設置を承認した中洲地区安全安心まちづくり協議会には、博多警察署長が副会長、県警の担当者3名が会員として参加し、福岡市は、同協議会の事務局を務め、自ら600万円を支出する予定であるのに、福岡県弁護士会人権擁護委員会の聴き取りに対しては「中洲地区における犯罪率等のデータは持っていない。監視カメラの詳細は設置主体である商店街に聞いてほしい。」等と回答しており、公金を支出する自治体としての説明責任を果たしていない。

また、福岡市の上川端商店街(調査当時)に設置された監視カメラにおいては、警察が要請して頻繁に監視カメラのビデオ画像を取得していたという経過がある。

警察自身による監視カメラの設置の場合は、京都府学連事件判決（最判昭44.12.24）、山谷ビデオカメラ判決（東京高判昭63.4.1）、西成ビデオカメラ判決（大阪地判平6.4.27）など、令状主義を重視する判決があり、これらの判決によれば、①犯罪の現在性または犯罪発生の相当高度の蓋然性、②証拠保全の必要性・緊急性、③手段の相当性がある場合を除いて、警察が自ら公道に監視カメラを設置することは認められない。

警察自身の設置ではない場合でも、市民の自由が確保されるべき公道に設置する監視カメラは、真にその場所における犯罪を防止する必要性が認められ、かつこれにより侵害される行人の人権よりも上回る利益が得られる場合に限られるべきである。

従って、そのような監視カメラの設置に関する基準をはじめ、捜査機関に自由に情報が提供されないよう、適正な手続きを定めてプライバシー権を保障する条例の制定が必要不可欠である。

3 以上の観点から、当会は、警察や自治体等に対し、防犯対策等の策定にあたり、以下の事項に留意するよう提言する。

(1) 防犯対策等の策定にあたっては、制圧される人権の侵害を必要最小限度にするため万全の対策を行うべきである。

(2) 警察や自治体が、直接・間接に市民情報を網羅的に取得したり、取得した情報を統合するなどして、市民生活を監視することを防止するため、条例により、警察や自治体から独立した個人情報保護機関を設置し、同機関に警察や自治体の個人情報の収集・利用のあり方をチェックする権限を付与すべきである。

(3) 公道への監視カメラの設置・運用には、警察が関与すべきではない。

警察が、監視カメラを設置している団体に対して任意に情報提供を求めうる範囲は、少なくともそこで起こった犯罪に限定し、その他の場所で起こった犯罪のための情報は、令状に基づいて取得されるべきである。

(4) 福岡市は、監視カメラの設置・運用等に関し、適正手続やプライバシー権に十分配慮した条例を定めることなく、街頭への防犯カメラの設置・運用を自ら行ったり公金を支出すべきではない。

以上、宣言する。

2007年7月21日

福岡県弁護士会

九州弁護士会連合会